

中期計画・年度計画

平成27年度計画(案)

第2期中期計画

参考(平成26年度計画)

工 難病(特定疾患)医療
専門医の継続的な治療を行うとともに、関係医療機関との連携を強化しながら、最適な医療の提供を行う。

オ エイズ医療
患者に対する総合的、専門的な医療を提供するとともに、患者の精神的負担をケアするため、臨床心理士によるカウンセリングを実施する。

カ 感染症医療
一類感染症(エボラ出血熱など7疾患)患者を受け入れる病室を活用し、第一種感染症指定医療機関としての医療を提供する。
また、新型インフルエンザ患者など感染症患者に対する外来診療や、重症患者に対する個室を使った入院治療など、専門的な医療を提供する。

工 難病(特定疾患)医療
専門医の継続的な治療を行うとともに、関係医療機関との連携を強化しながら、最適な医療の提供を行う。

オ エイズ医療
患者に対する総合的、専門的な医療を提供するとともに、患者の精神的負担をケアするため、臨床心理士によるカウンセリングを実施する。

カ 感染症医療
一類感染症(エボラ出血熱など7疾患)患者を受け入れる病室を活用し、第一種感染症指定医療機関としての医療を提供する。
また、新型インフルエンザ患者など感染症患者に対する外来診療や、重症患者に対する個室を使った入院治療など、専門的な医療を提供する。

工 難病(特定疾患)医療
専門医の継続的な治療を行うとともに、関係医療機関との連携を強化しながら、最適な医療の提供を行う。

オ エイズ医療
患者に対する総合的、専門的な医療を提供するとともに、患者の精神的負担をケアするため、臨床心理士によるカウンセリングを実施する。

カ 感染症医療
一類感染症(エボラ出血熱など7疾患)患者を受け入れる病室を活用し、第一種感染症指定医療機関としての医療を提供する。
また、新型インフルエンザ患者など感染症患者に対する外来診療や、重症患者に対する個室を使った入院治療など、専門的な医療を提供する。

②県立北病院
増加する救急患者や児童思春期患者に対応するため、医療体制の充実を図り、手厚い治療と多職種治療チームによる総合的で一貫した医療を提供する。

ア 精神科救急・急性期医療
本県における精神科救急医療体制の強化に対応するとともに、集中的な治療を要する患者に、急性期の特性に合わせ、手厚い治療と多職種治療チームによる総合的で一貫した医療を提供することで早期退院を図り、通院や退院後のリハビリテーションに結びつける。

イ 児童思春期精神科医療
児童思春期精神疾患の治療について、県内唯一の児童思春期病棟を有する病院として、より高度で専門的な医療を関係機関と連携して提供する。

ウ 心神喪失者等医療観察法に基づく医療
心神喪失者等医療観察法に基づく指定入院施設として最適な医療を提供し、対象入院から指定通院院に向かう一貫した治療体系の中で適切な治療を提供し、社会復帰の促進を図る。

エ 重度・慢性入院患者への医療
集中した救急・急性期患者への入院医療、指定入院施設などから長期入院重症患者に、さらに高度な薬物治療等や多職種治療チームによる治療体制を構築し、退院と社会復帰を目指す。

オ 重症通院患者への医療
重症通院患者に対して、関係機関と連携し、多職種治療チームによるケアなどの通院治療やアウトリーチ(訪問支援)などにより医療を提供する体制を強化し、地域社会への貢献を促進する。

②県立北病院
増加する救急患者や児童思春期患者に対応するため、医療体制の充実を図り、手厚い治療と多職種治療チームによる総合的で一貫した医療を提供する。

ア 精神科救急・急性期医療
本県における精神科救急医療体制の強化に対応するとともに、集中的な治療を要する患者に、急性期の特性に合わせ、手厚い治療と多職種治療チームによる総合的で一貫した医療を提供することで早期退院を図り、通院や退院後のリハビリテーションに結びつける。

イ 児童思春期精神科医療
児童思春期精神疾患の治療について、児童思春期病棟を中心に、関係医療機関と連携して病態に応じた医療を提供するとともに、より高度で専門的な児童思春期医療体制づくりについて検討し、準備を進める。

ウ 心神喪失者等医療観察法に基づく医療
心神喪失者等医療観察法に基づく指定入院施設として最適な医療を提供し、対象入院から指定通院院に向かう一貫した治療体系の中で適切な治療を提供し、社会復帰の促進を図る。

エ 重度・慢性入院患者への医療
集中した救急・急性期患者への入院医療、指定入院施設などから長期入院重症患者に、さらに高度な薬物治療等や多職種治療チームによる治療体制を構築し、退院と社会復帰を目指す。

オ 重症通院患者への医療
重症通院患者に対して、関係機関と連携し、多職種治療チームによるケアなどの通院治療やアウトリーチ(訪問支援)などにより医療を提供する体制強化の準備を進める。

②県立北病院
増加する救急患者や児童思春期患者に対応するため、医療体制の充実を図り、手厚い治療と多職種治療チームによる総合的で一貫した医療を提供する。

ア 精神科救急・急性期医療
集中的な治療を要する患者に、急性期の特性に合わせ、手厚い治療と多職種治療チームによる総合的で一貫した医療を提供することで早期退院を図り、通院や退院後のリハビリテーションに結びつける。

イ 児童思春期精神科医療
児童思春期精神疾患の治療について、児童思春期病棟を中心に、関係医療機関と連携して病態に応じた医療を提供するとともに、より高度で専門的な児童思春期医療体制づくりについて検討を行う。

ウ 心神喪失者等医療観察法に基づく医療
心神喪失者等医療観察法に基づく指定入院施設として最適な医療を提供し、対象入院から指定通院院に向かう一貫した治療体系の中で適切な治療を提供し、社会復帰の促進を図る。

②買の高い医療の提供
県立病院機構の有するあらゆる医療資源を活かし、各部門の密接な連携を図る中で、地方独立行政法人制度の特長である弾力的、効率的で透明性の高い運営を行い、より一層県民に信頼される質の高い医療を提供する。

①医療従事者の育成、確保及び定着
高度で専門的な医療を提供するため、関係機関との連携を図り、人的資源が豊れ、診療能力が高い医師、看護師等(以下「医療従事者」という。)の育成、確保及び定着に努める。
また、医師専務作業補助者及び看護補助者等の業務負担の軽減及び処遇の改善を図る。

②買の高い医療の提供
県立病院機構の有するあらゆる医療資源を活かし、各部門の密接な連携を図る中で、地方独立行政法人制度の特長である弾力的、効率的で透明性の高い運営を行い、より一層県民に信頼される質の高い医療を提供する。

①医療従事者の育成、確保及び定着
高度で専門的な医療を提供するため、関係機関との連携を図り、人的資源が豊れ、診療能力が高い医師、看護師等(以下「医療従事者」という。)の育成、確保及び定着に努める。
また、医師専務作業補助者及び看護補助者等の業務負担の軽減及び処遇の改善を図る。

②買の高い医療の提供
県立病院機構の有するあらゆる医療資源を活かし、各部門の密接な連携を図る中で、地方独立行政法人制度の特長である弾力的、効率的で透明性の高い運営を行い、より一層県民に信頼される質の高い医療を提供する。

①医療従事者の確保
ア 医師の育成・確保
・質の高い医療を提供するため、引き続き関係機関との連携を図り、医師の確保に努める。
・研修医向けの実践的講義の充実を図るとともに、医師の研修内容や育成方法について検討を進める。
・医学生を対象とした臨床研修プログラムの説明会を開催するとともに、病院説明会の実施等の広報活動を行い、臨床研修医の確保に努める。
・医師の業務負担軽減のため、医師専務補助者の増員を図る。

中期計画・年度計画

第 2 期 中 期 計 画

② 7 対 1 看護体制への柔軟な対応
患者一人一人の症状に応じたきめ細かな看護を実施し、患者にとって良好な療養環境を確保するため、県立中央病院において、今後改革が予想される 7 対 1 看護体制への柔軟な対応を図る。

③ 医療の標準化と最適な医療の提供
治療内容とタイムスケジュールを明確に示すことで患者の不安を解消するとともに、治療手順の標準化、平均在院日数の適正化など、最適な医療を提供するため、クリニカルパスを推進する。
また、診断群分類包括評価 (DPC) から得られる詳細な診療情報を、診療科や疾患別のデータ分析、クリニカルパスの見直し、後発医薬品の採用推進などに積極的に活用する。

④ 高度医療機器の計画的な更新・整備
各種高度医療機器を計画的に更新・整備するとともに、適切な維持管理を行う。

⑤ 病院施設の適切な修理・改善
病院施設の修繕・改善を計画的に行い、その機能の維持・強化を図る。

③ 県民に信頼される医療の提供
医療の専門化・高度化が進む中で、疾病や診療に関する十分な説明を行い、患者・家族の理解を得るとともに、医療安全対策を徹底し、県民に信頼される医療の提供に努める。

① 医療安全対策の推進
ア リスクマネージャの活用
専従のリスクマネージャを配置した医療安全管理室の機能を活かし、医療安全に関する情報の収集や分析を行うとともに、各部門のリスク管理責任者への研修など医療安全対策を徹底する。
イ 情報の共有化
チーム医療を推進する中で、より確かな医療安全対策を講じるため、医療従事者間における医療関係情報共有の対応を図る。
ウ 医療事故が発生した際の事故調査委員会の設置やその対応マニュアルの作成など、医療事故への対応を図る。

② 医療倫理の確立
患者の尊厳を尊重する医療倫理を確立するため、倫理委員会でのチェックや職員研修を実施する。

③ 患者・家族との信頼・協力関係の構築
疾病の特性・医療行為の内容と効果及び副作用・リスクに関する十分な説明と理解 (インフォームド・コンセント) に基づき、最適な医療を提供する。
また、医療行為等に関し、患者との見解の相違などが生じた場合には、担当医師等を中心として、真摯にかつ適切な対応を図る。

④ 医薬品の安心、安全な提供
中央病院の病棟への薬剤師の配置を推進し、病棟薬剤業務の拡充を図るとともに、医薬品の処方、投薬の安全性等の確保に努め、患者への服薬指導をさらに推進する。

⑤ 患者サービスの向上
外来患者の待ち時間を毎年定期的に実施し、より正確な実施の把握に努め、診療予約制度の効率的な運用や受付から精算までの対応が行われるための施設・設備面を含めた実施体制の整備、職員への接遇研修などにより、患者サービスの向上に努める。

⑥ 診療情報の適切な管理
紙カルテの適切な保管、電子カルテに係る運用規程の遵守など患者の診療情報を厳格に管理するとともに、患者・家族に対する診療情報の開示を適切に実施する。

平成 2 7 年度計画 (案)

② 7 対 1 看護体制への柔軟な対応
看護師採用試験の複数回実施や中途採用などにより、必要な看護師の確保を図るとともに適切な人事管理や運用病床の運営、業務改善を行い、7 対 1 看護体制を継続する。

③ 医療の標準化と最適な医療の提供
クリニカルパスの電子化を進めるとともに、DPC から得られる情報を活用し、随時、クリニカルパスの点検・見直しを行う。
・ DPC から得られる多様な診療情報を活用し、医療の標準化や効率化を図る。

④ 高度医療機器の計画的な更新・整備
中期計画で定めた高度医療機器の整備にあたり、機能・性能等と整備に係る費用のバランスを考慮して機種を選定を行う。

⑤ 病院施設の適切な修理・改善
病院施設の修繕・改善を計画的に行い、その機能の維持・強化を図る。

③ 県民に信頼される医療の提供

① 医療安全対策の推進
ア リスクマネージャの活用
リスクマネージャを活用し、医療安全に関する情報の収集や分析を行うとともに、各部門のリスク管理責任者への研修など医療安全対策を徹底する。
イ 情報の共有化
より確かな医療安全対策を講じるため、医療従事者間における医療関係情報共有の対応を図る。
ウ 医療事故が発生した際の事故調査委員会の設置やその対応マニュアルの作成など、医療事故への対応を図る。

② 医療倫理の確立
患者の尊厳を尊重する医療倫理を確立するため、倫理委員会でのチェックや職員研修を実施する。

③ 患者・家族との信頼・協力関係の構築
疾病の特性・医療行為の内容と効果及び副作用・リスクに関する十分な説明と理解 (インフォームド・コンセント) に基づき、最適な医療を提供する。
また、医療行為等に関し、患者との見解の相違などが生じた場合には、担当医師等を中心として、真摯にかつ適切な対応を図る。

④ 医薬品の安心、安全な提供
中央病院の病棟への薬剤師の配置を推進し、病棟薬剤業務の拡充を図るとともに、医薬品の処方、投薬の安全性等の確保に努め、患者への服薬指導をさらに推進する。

⑤ 患者サービスの向上
ブロック受付業務、会計・精算事務の見直し等を行い、各科受付から精算までの患者の流れをさらに円滑にするとともに、病院職員の接遇強化も図っていく。

⑥ 診療情報の適切な管理
紙カルテの適切な保管、電子カルテに係る運用規程の遵守など患者の診療情報を厳格に管理するとともに、患者・家族に対する診療情報の開示を適切に実施する。医療資源の有効活用を図る。

参 考 (平成 2 6 年度計画)

イ 7 対 1 看護体制の継続
・看護師採用試験の複数回実施や中途採用などの多様な採用方法、看護職員就職支援制度を導入し、必要な看護師の確保を図るとともに、適切な人事管理や運用病床の運営、業務改善を行い、7 対 1 看護体制を継続する。

② 医療の標準化と最適な医療の提供
クリニカルパスの電子化を進めるとともに、DPC から得られる情報を活用し、随時、クリニカルパスの点検・見直しを行う。
イ 診断群分類包括評価 (DPC/PPDS) の導入
DPC から得られる多様な診療情報を活用し、医療の標準化や効率化を図る。

③ 高度医療機器の計画的な更新・整備
中期計画で定めた全ての高度医療機器の更新・整備計画を策定する。
次期中期計画に向けた高度医療機器の更新・整備計画を策定する。

③ 県民に信頼される医療の提供

⑦ 医療安全に関する情報の収集・分析
ア リスクマネージャの活用
リスクマネージャを活用し、医療安全に関する情報の収集や分析を行うとともに、各部門のリスク管理責任者への研修など医療安全対策を徹底する。
イ 情報の共有化
より確かな医療安全対策を講じるため、医療従事者間における医療関係情報の共有化を図る。

① 医療倫理の確立
患者の尊厳を尊重する医療倫理を確立するため、倫理委員会でのチェックや職員研修を実施する。

② 患者・家族との信頼・協力関係の構築
疾病の特性・医療行為の内容と効果及び副作用・リスクに関する十分な説明と理解 (インフォームド・コンセント) に基づき、最適な医療を提供する。
また、医療行為等に関し、患者との見解の相違などが生じた場合には、担当医師等を中心として、真摯にかつ適切な対応を図る。

③ 医薬品に関する情報の適切な提供
中央病院の病棟への薬剤師の配置を推進し、病棟薬剤業務の拡充を図るとともに、医薬品の処方、投薬の安全性等の確保に努めるとともに、処方上の留意点など医薬品情報の共有化を図り、患者に対する服薬指導を実施する。

④ 患者サービスの向上
県立中央病院において、再受付機や診察待ち表示システムを導入するなどによって混雑の緩和を図り、患者サービスの向上に努める。

⑤ 診療情報の適切な管理
紙カルテの適切な保管、電子カルテに係る運用規程の遵守など患者の診療情報を厳格に管理するとともに、患者・家族に対する診療情報の開示を適切に実施するとともに、医療資源の有効活用を図る。

中期計画・年度計画

第 2 期 中 期 計 画	平成 2 7 年 度 計 画 (案)	参 考 (平成 2 6 年 度 計 画)
<p>2 医療に関する調査及び研究</p> <p>県立病院機構の有する医療資源を活用した調査及び研究を進め、その成果を国内外に積極的に情報発信する。また、調査及び研究を取り組むにあたっては、関係法令・指針等の遵守に努める。</p> <p>(1) 新薬開発等への貢献 新薬の開発等に貢献するため、治療の効果や安全性を確認するための治験を積極的に実施する。また、臨床試験管理センターにより、治験の円滑な実施と関連部署との連携強化を図る。 また、治験に関する情報をホームページ等で公開する。</p> <p>(2) 各種調査研究の推進 医療技術の向上に貢献するため、臨床事例をもとに、各種調査研究を県立大学等と連携し、積極的に推進する。</p>	<p>2 医療に関する調査及び研究</p> <p>(1) 新薬開発等への貢献 新薬の開発等に貢献するため、治療の効果や安全性を確認するための治験を積極的に実施する。また、臨床試験管理センターにより、治験の円滑な実施と関連部署との連携強化を図る。 また、治験に関する情報をホームページ等で公開する。</p> <p>(2) 各種調査研究の推進 医療技術の向上に貢献するため、臨床事例をもとに、各種調査研究を県立大学等と連携し、積極的に推進する。</p>	<p>2 医療に関する調査及び研究</p> <p>(1) 新薬開発等への貢献 新薬の開発等に貢献するため、治療の効果や安全性を確認するための治験を積極的に実施する。また、臨床試験管理センターにより、治験の円滑な実施と関連部署との連携強化を図る。 また、治験に関する情報をホームページ等で公開する。</p> <p>(2) 各種調査研究の推進 医療技術の向上に貢献するため、臨床事例をもとに、各種調査研究を積極的に推進する。</p>
<p>3 医療に関する技術者の研修</p> <p>医療従事者の研修の充実</p> <p>(1) 医師の専門性の向上 ① 医師の専門性の向上 研修体制の充実や専門医・認定医等の資格取得を支援するとともに、医師の専門性の向上を図る。</p> <p>② 認定看護師等の資格取得の促進 認定看護師等の資格取得を支援するとともに、資格を取得しやすい環境を整える。</p> <p>③ 研修の充実 院内研修会の開催をはじめ、先進的な研修・研究会への派遣などにより、職員の資力の向上を図る。</p>	<p>3 医療に関する技術者の研修</p> <p>(1) 医療従事者の研修の充実 ① 医師の専門性の向上 研修体制の充実や専門医・認定医等の資格取得を支援するとともに、医師の専門性の向上を図る。</p> <p>② 認定看護師等の資格取得の促進 認定看護師等の資格取得を支援するとともに、資格を取得しやすい環境を整える。</p> <p>③ 研修の充実 院内研修会の開催をはじめ、先進的な研修・研究会への派遣などにより、職員の資力の向上を図る。</p>	<p>3 医療に関する技術者の研修</p> <p>(1) 医療従事者の研修の充実 ① 医師の専門性の向上 研修体制の充実や専門医・認定医等の資格取得を支援するとともに、医師の専門性の向上を図る。</p> <p>② 認定看護師等の資格取得の促進 認定看護師等の資格取得を支援するとともに、資格を取得しやすい環境を整える。</p> <p>③ 研修の充実 院内研修会の開催をはじめ、先進的な研修・研究会への派遣などにより、職員の資力の向上を図る。</p>
<p>4 医療に関する地域への支援</p> <p>(1) 地域医療機関との協力体制の強化 県立中央病院が、他の医療機関との協力をめ、いわゆる病棟・病診連携を推進し、紹介率・逆紹介率の向上や登録医制度の普及に努めるなど、医療法(昭和23年法律第205号)第4条に定められた地域医療支援病院の承認に向けた取組を進める。</p>	<p>4 医療に関する地域への支援</p> <p>(1) 地域医療機関との協力体制の強化 県立中央病院が、他の医療機関との協力をめ、いわゆる病棟・病診連携を推進し、紹介率・逆紹介率の向上や登録医制度の普及に努めるなど、医療法(昭和23年法律第205号)第4条に定められた地域医療支援病院の承認に向けた取組を進める。</p>	<p>4 医療に関する地域への支援</p> <p>(1) 地域医療機関との協力体制の強化 県立中央病院が、他の医療機関との協力をめ、いわゆる病棟・病診連携を推進し、紹介率・逆紹介率の向上や登録医制度の普及に努めるなど、医療法(昭和23年法律第205号)第4条に定められた地域医療支援病院の承認に向けた取組を進める。</p>
<p>5 医療に関する地域への支援</p> <p>(1) 地域医療機関との協力体制の強化 県立中央病院が、他の医療機関との協力をめ、いわゆる病棟・病診連携を推進し、紹介率・逆紹介率の向上や登録医制度の普及に努めるなど、医療法(昭和23年法律第205号)第4条に定められた地域医療支援病院の承認に向けた取組を進める。</p>	<p>4 医療に関する地域への支援</p> <p>(1) 地域医療機関との協力体制の強化 県立中央病院が、他の医療機関との協力をめ、いわゆる病棟・病診連携を推進し、紹介率・逆紹介率の向上や登録医制度の普及に努めるなど、医療法(昭和23年法律第205号)第4条に定められた地域医療支援病院の承認に向けた取組を進める。</p>	<p>4 医療に関する地域への支援</p> <p>(1) 地域医療機関との協力体制の強化 県立中央病院が、他の医療機関との協力をめ、いわゆる病棟・病診連携を推進し、紹介率・逆紹介率の向上や登録医制度の普及に努めるなど、医療法(昭和23年法律第205号)第4条に定められた地域医療支援病院の承認に向けた取組を進める。</p>

中期計画・年度計画

第2期中期計画	平成27年度計画(案)	参考(平成26年度計画)
<p>(2) 地域医療への支援</p> <p>① 医療機器の共同利用 県立中央病院の施設、設備、高度・特殊な医療機器の共同利用などを進める。</p> <p>② 臨床研修医、専修医の受け入れ態勢の強化 県立病院機構の機能を活かした研修プログラムの内容を充実すること、臨床研修医にも、指導医の育成、資質の向上に積極的に取り組むこと、臨床研修医と専修医を確保し、本県への医師の定着を促進する等地域医療への支援を行う。</p> <p>③ 公的医療機関への支援 県立病院機構の医師の増員を図る中で、公的医療機関への外来診療の協力体制を推進する。</p> <p>(3) 地域社会への協力</p> <p>① 救急救命士の育成 救命救急センターの機能を活かして、救急救命士の育成に努める。</p> <p>② 看護師養成機関等への講師派遣 看護師養成機関での授業や地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会などに対し、講師を派遣する。</p> <p>③ 公的機関からの鑑定・調査への協力 公的機関からの医療に関する鑑定や調査について積極的に協力する。</p>	<p>(2) 地域医療への支援</p> <p>① 医療機器の共同利用 他の医療機関等から県立中央病院所有の医療機器による検査等の依頼があった場合は積極的に引き受ける。</p> <p>② 臨床研修医、専修医の受け入れ態勢の強化 研修プログラムの内容を充実させ、指導医の育成、資質向上に取り組む。</p> <p>③ 公的医療機関への支援 県立病院機構の医師の増員を図る中で、公的医療機関への外来診療の協力体制を推進する。</p> <p>(3) 地域社会への協力</p> <p>① 救急救命士の育成 救命救急センターの機能を活かして、救急救命士の育成に努める。</p> <p>② 看護師養成機関等への講師派遣 看護師養成機関での授業や地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会などに対し、講師を派遣する。</p> <p>③ 公的機関からの鑑定・調査への協力 公的機関からの医療に関する鑑定や調査について積極的に協力する。</p>	<p>(2) 地域医療への支援</p> <p>① 医療機器の共同利用 他病院等から県立中央病院所有の医療機器による検査等の依頼があった場合は積極的に引き受ける。</p> <p>② 臨床研修医、専修医の受け入れ態勢の強化 研修プログラムの内容を充実させ、指導医の育成、資質向上に取り組む。</p> <p>③ 公的医療機関への支援 公的医療機関への業務支援実施要綱の普及・啓発を図る。</p> <p>(3) 社会的な要請への協力</p> <p>① 救急救命士の育成 救命救急センターの機能を活かして、救急救命士の育成に努める。</p> <p>② 看護師養成機関等への講師派遣 看護師養成機関での授業や地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会などに対し、講師を派遣する。</p> <p>③ 公的機関からの鑑定・調査への協力 公的機関からの医療に関する鑑定や調査について積極的に協力する。</p>
<p>5 災害時における医療救護</p> <p>県立の病院として、日頃から災害発生時における適切な医療救護活動が実施できるよう訓練するとともに、災害時においては、山梨県地域防災計画(大規模災害時医療救護マニュアル)に基づき、迅速な医療救護活動に取り組む。</p> <p>(1) 医療救護活動の拠点機能 大規模災害を想定したトリアージ訓練などを行うとともに、災害発生時には、知事の要請に応じてDMATを派遣するなど、基幹災害拠点病院としての機能を発揮する。</p> <p>(2) 他県等の医療救護への協力 他県等の大規模災害等においても、知事の要請に応じてDMAT等を派遣するなど、積極的に医療救護活動に協力する。</p>	<p>5 災害時における医療救護</p> <p>県立の病院として、日頃から災害発生時における適切な医療救護活動が実施できるよう訓練するとともに、災害時においては、山梨県地域防災計画(大規模災害時医療救護マニュアル)に基づき、迅速な医療救護活動に取り組む。</p> <p>(1) 医療救護活動の拠点機能 大規模災害を想定したトリアージ訓練などを行うとともに、災害発生時には、知事の要請に応じてDMATを派遣するなど、基幹災害拠点病院としての機能を発揮する。</p> <p>(2) 他県等の医療救護への協力 他県等の大規模災害等においても、知事の要請に応じてDMAT等を派遣するなど、積極的に医療救護活動に協力する。</p>	<p>5 災害時における医療救護</p> <p>(1) 医療救護活動の拠点機能 大規模災害を想定したトリアージ訓練などを行うとともに、災害発生時には、知事の要請に応じてDMATを派遣するなど、基幹災害拠点病院としての機能を発揮する。</p> <p>(2) 他県等の医療救護への協力 他県等の大規模災害等においても、知事の要請に応じてDMATを派遣するなど、積極的に医療救護活動に協力する。</p>
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>自主的で柔軟な業務運営である地方独立行政法人制度の特色を活かし、業務の改善及び適正な実施並びに経営の効率化を図り、経営基盤の安定化に努める。</p>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p>
<p>1 医療環境の変化に対応できる運営体制の構築</p> <p>医療ニーズの多様化、高度化、患者動向など、医療を取り巻く環境の変化に対応するため、職員を機動的に配置するとともに、医療及び病院経営に関する情報を分析し、その分析結果を活用することで、医療環境の変化に対応できる運営体制の構築に努める。</p>	<p>1 医療環境の変化に対応できる運営体制の構築</p> <p>・医療を取り巻く環境の変化に対応するため、職員の機動的な配置に努める。</p> <p>・医療及び病院経営に関する情報を分析し、その分析結果を活用することで、医療環境の変化に対応できる運営体制の構築に努める。</p>	<p>1 簡素で効率的な運営体制の構築</p> <p>(1) 病院機構内における適切な権限配分 効果的に効果的な管理運営を図るため、随時見直しを行い、適切な権限配分を行う。</p> <p>(2) 業務の集約化 高病院で共通する、薬品・一部の診療材料及び複写機レンタルに係る集約化契約を締結する。</p>
<p>2 効率的な業務運営の実現</p> <p>委託業務の適正化の検討や職員のプロババー等による簡素で効率的な運営体制を構築し、全職員が一丸となって、医療サービス向上と経営改善に取り組む。</p>	<p>2 効率的な業務運営の実現</p> <p>・適正な外部委託を継続するため、業務内容の課題発見や改善を随時行うよう努める。</p> <p>・医療ニーズの多様化・高度化、患者動向などを踏まえ、必要に応じて職員を採用するとともに、法人内における弾力的な配置を進める。</p>	<p>2 効率的な業務運営の実現</p> <p>(1) 弾力的な職員配置 医療ニーズの多様化・高度化、患者動向などを踏まえ、必要な職員を機動的に採用するとともに、法人内における弾力的な配置を進める。</p> <p>(2) 外部委託の適正化 適正な外部委託を継続する。</p>

中期計画・年度計画

第 2 期 中 期 計 画	平成 2 7 年 度 計 画 (案)	参 考 (平成 2 6 年 度 計 画)
<p>3 経営基盤を強化する収入の確保、費用の節減</p> <p>(1) 診療報酬請求の事務の強化 診療報酬請求の事務の強化を図る。 診療報酬請求の担当職員を増員し、診療報酬請求事務の強化を図る。 また、医事業務への医師や看護師の参加や診療報酬に関する院内研修を実施する。</p> <p>(2) 料金収入の見直し 診療報酬基準以外の料金については、新規需要等を的確に捉え、随時適正な料金の設定を図る。</p> <p>(3) 未収金対策 患者負担金に係る未収金については、定期的な請求・督促をはじめ、未収金の発生を防止するとともに、回収業務の専門家の活用など、早期回収に努める。</p> <p>(4) 材料費の適正化 後発医薬品の採用を推進するとともに、診療材料の購入にあたりその費用対効果を十分に検証するなど、材料費の適正化に努める。</p>	<p>3 経営基盤を強化する収入の確保、費用の節減</p> <p>(1) 診療報酬請求の事務の強化 診療報酬請求の事務の強化を図る。 診療報酬請求の担当職員を増員し、診療報酬請求事務の強化を図る。 また、医事業務への医師や看護師の参加や診療報酬に関する院内研修を実施する。</p> <p>(2) 料金収入の見直し 新規需要等を的確に捉え、随時、適正な料金設定を行う。</p> <p>(3) 未収金対策 患者負担金に係る未収金については、定期的な請求・督促をはじめ、未収金の発生を防止するとともに、回収業務の専門家の活用など、早期回収に努める。</p> <p>(4) 材料費等の抑制 市場価格等の動向を参考に、材料の適正価格での購入を進める。</p>	<p>3 経営基盤を強化する収入の確保、費用の節減</p> <p>(1) 診療報酬請求の事務の強化 診療報酬請求の担当職員を増員し、診療報酬請求事務の強化を図る。 また、医事業務への医師や看護師の参加や診療報酬に関する院内研修を実施する。</p> <p>(2) 料金収入の見直し 新規需要等を的確に捉え、随時、適正な料金設定を行う。</p> <p>(3) 未収金対策 患者負担金に係る未収金については、定期的な請求・督促をはじめ、未収金の発生を防止するとともに、回収業務の専門家の活用など、早期回収に努める。</p> <p>(4) 材料費等の抑制 市場価格等の動向を参考に、材料の適正価格での購入を進める。</p>
<p>4 事務部門の専門性の向上 医療事務に精通したプロパー・職員の採用や事務職員に必要な知識の習得のための研修の実施など、県立病院機構が行う業務に必要な法令、会計、診療報酬体系等に精通した事務職員の育成に努める。</p>	<p>4 事務部門の専門性の向上 医療事務に精通したプロパー・職員の採用や事務職員に必要な知識の習得のための研修の実施など、県立病院機構が行う業務に必要な法令、会計、診療報酬体系等に精通した事務職員の育成に努める。</p>	<p>4 事務部門の専門性の向上 事務職員の専門性を高めるため、事務職員のプロパー化を推進する。</p>
<p>5 職員の経営参画意識の向上 (1) 経営関係情報の周知 医療及び病院経営に関する情報を分析し、その分析結果をわかりやすく職員に周知し、職員の経営参画意識を高める。</p> <p>(2) 取組の共有化 中期計画等に掲げる取組について、病院全体で共通認識をいたうえ、その取組状況の共有を図る。</p> <p>(3) 職員提案の奨励 職員の病院経営に対する参画意識や目標達成に向けた意欲を高めるため、職員提案を奨励し、提案された内容について、真摯に検討をしていく。</p>	<p>5 職員の経営参画意識の向上 (1) 経営関係情報の周知 医療及び病院経営に関する情報を分析し、その分析結果をわかりやすく職員に周知し、職員の経営参画意識を高める。</p> <p>(2) 取組の共有化 中期計画等に掲げる取組について、病院全体で共通認識をいたうえ、その取組状況の共有を図る。</p> <p>(3) 職員提案の奨励 職員の病院経営に対する参画意識や目標達成に向けた意欲を高めるため、職員提案を奨励し、提案された内容について、真摯に検討をしていく。</p>	<p>5 経営改善の状況に応じてメリットシステムを導入 (1) 経営改善の状況に応じてメリットシステムについて検討し、導入を図る。 (2) 経営関係情報の周知 経営関係情報について、病院会議等を活用し、わかりやすく職員に周知し、職員の経営参画意識を高める。 (3) 職員提案の奨励 職員提案を奨励し、斬新で多面的なアイデアを病院運営に活かす。</p>
<p>6 職場環境の整備 (1) 働きやすい職場環境の整備 各現場における医療従事者の配置及び勤務状況を把握するとともに、医療従事者が安心して働くことができるよう、仕事と生活の調和の取れた職場環境の整備に努める。</p> <p>(2) 資格取得を含む研修の充実 病院職員の職務能力の高度・専門化を図るため、資格取得を含む研修を充実する。</p> <p>(3) 公平で客観的な人事評価システムの導入 職員の業績や能力を、給与に反映させるとともに、職員の人材育成及び人事管理に活用するための簡素で公平な人事評価制度を構築する。</p>	<p>6 職場環境の整備 (1) 働きやすい職場環境の整備 各現場における医療従事者の配置及び勤務状況を把握するとともに、医療従事者が安心して働くことができるよう、仕事と生活の調和の取れた職場環境の整備に努める。 (2) 資格取得を含む研修の充実 病院職員の職務能力の高度・専門化を図るため、資格取得を含む研修を充実する。 (3) 公平で客観的な人事評価システムの導入 職員の業績や能力を、給与に反映させるとともに、職員の人事育成及び人事管理に活用するための簡素で公平な人事評価制度を構築する。</p>	<p>6 誇りや達成感をもって働くことができる職場の整備 (1) 職員満足度調査の実施 働きやすい職場環境の実現に向け、各現場における職員の感想や意見をより的確に把握するため、職員満足度調査を実施する。 また、仕事と生活の調和の取れた職場環境の実現のため、病児・病後児保育の開設に向けた検討を進める。 (2) 資格取得を含む研修の充実 病院職員の職務能力の高度・専門化を図るため、資格取得を含む研修を充実する。 (3) 公平で客観的な人事評価システムの導入 職員の業績や能力を、給与に反映させるとともに、職員の人事育成及び人事管理に活用するための簡素で公平な人事評価制度を構築する。</p>

中期計画・年度計画

第2期中期計画

第4 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画
 「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとすべき措置」を着実に実施することにより、経営基盤の安定化を図り、中期目標期間内の累計の経常収支を黒字とする。

区	分	金額
収入		
営業収益		111,461
営業収益		92,999
運営費負担金		17,154
その他営業収益		1,308
営業外収益		2,081
運営費負担金		1,171
その他営業外収益		5,576
資本収入		910
運営費負担金		0
長期借入金		5,576
その他の資本収入		0
その他の収入		0
計		119,118
支出		
営業費用		95,713
営業費用		94,870
給与費		45,352
材料費		31,144
経費		17,838
研究研修費		536
一般管理費		843
営業外費用		1,701
資本支出		23,879
購置改良費		9,809
償還金		14,070
その他の支出		0
計		121,293

【人件費の見積り】
 期中総額46,015百万円を支出する。
 なお、当該金額は、法人の役員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。
 【運営費負担金のルール】
 救急医療等の政策医療経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定により算定された額とする。
 長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成のための運営費負担金とする。

平成27年度計画(案)

第3 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画

区	分	金額
収入		
営業収益		22,436
営業収益		18,656
運営費負担金		3,512
その他営業収益		268
営業外収益		469
運営費負担金		268
その他営業外収益		201
資本収入		1,690
運営費負担金		0
長期借入金		1,690
その他の資本収入		0
その他の収入		0
計		24,595
支出		
営業費用		19,277
営業費用		19,153
給与費		9,308
材料費		6,069
経費		3,661
研究研修費		115
一般管理費		124
営業外費用		388
資本支出		5,905
購置改良費		3,050
償還金		2,855
その他の支出		0
計		25,570

【人件費の見積り】
 期中総額9,394百万円を支出する。
 なお、当該金額は、法人の役員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。
 【運営費負担金のルール】
 救急医療等の政策医療経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定により算定された額とする。
 長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成のための運営費負担金とする。

平成26年度計画

第3 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画

区	分	金額
収入		
営業収益		21,319
営業収益		17,851
運営費負担金		3,204
その他営業収益		264
営業外収益		490
運営費負担金		304
その他営業外収益		186
資本収入		758
運営費負担金		0
長期借入金		758
その他の資本収入		0
その他の収入		0
計		22,567
支出		
営業費用		17,925
営業費用		17,819
給与費		8,937
材料費		5,384
経費		3,383
研究研修費		115
一般管理費		106
営業外費用		458
資本支出		3,086
購置改良費		806
償還金		2,280
その他の支出		0
計		21,469

【人件費の見積り】
 期中総額9,017百万円を支出する。
 なお、当該金額は、法人の役員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。
 【運営費負担金のルール】
 救急医療等の政策医療経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定により算定された額とする。
 長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成のための運営費負担金とする。

中期計画・年度計画

第2期中期計画

2 収支計画 (平成27年度～平成31年度)

区分	金額
収入の部	113,851
営業収益	111,835
医業収益	92,827
運営費負担金収益	17,154
資産見返負債戻入	546
その他営業収益	1,308
営業外収益	2,016
運営費負担金収益	1,171
その他営業外収益	845
臨時利益	0
支出の部	110,406
営業費用	104,168
医業費用	103,343
給与費	45,320
材料費	28,362
経費	16,417
減価償却費	12,752
研究研修費	492
一般管理費	825
営業外費用	5,988
臨時損失	250
純利益	3,445
目的積立金取崩額	0
総利益	3,445

3 資金計画 (平成27年度～平成31年度)

区分	金額
資金収入	132,761
業務活動による収入	113,543
診療業務による収入	92,989
運営費負担金による収入	18,325
その他の業務活動による収入	2,219
投資活動による収入	0
運営費負担金による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	5,576
長期借入金による収入	5,576
その他の財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	13,642
資金支出	132,761
業務活動による支出	97,415
給与費支出	46,015
材料費支出	31,144
その他の業務活動による支出	20,256
投資活動による支出	9,809
固定資産の取得による支出	9,809
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	14,070
長期借入金の返済による支出	5,929
移行前地方債償還債務の償還による支出	8,141
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	11,487

平成27年度計画 (案)

2 収支計画 (平成27年度)

区分	金額
収入の部	22,978
営業収益	22,529
医業収益	18,606
運営費負担金収益	3,512
資産見返負債戻入	143
その他営業収益	268
営業外収益	449
運営費負担金収益	268
その他営業外収益	181
臨時利益	0
支出の部	22,316
営業費用	21,096
医業費用	20,977
給与費	9,296
材料費	5,526
経費	3,186
減価償却費	2,866
研究研修費	101
一般管理費	119
営業外費用	1,110
臨時損失	110
純利益	662
目的積立金取崩額	0
総利益	662

3 資金計画 (平成27年度)

区分	金額
資金収入	38,237
業務活動による収入	22,905
診療業務による収入	18,655
運営費負担金による収入	3,780
その他の業務活動による収入	470
投資活動による収入	0
運営費負担金による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	1,690
長期借入金による収入	1,690
その他の財務活動による収入	0
前事業年度からの繰越金	13,642
資金支出	38,237
業務活動による支出	19,664
給与費支出	9,394
材料費支出	6,069
その他の業務活動による支出	4,201
投資活動による支出	3,004
固定資産の取得による支出	3,004
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	2,901
長期借入金の返済による支出	1,261
移行前地方債償還債務の償還による支出	1,594
その他の財務活動による支出	46
翌事業年度への繰越金	12,668

参考 (平成26年度計画)

2 収支計画 (平成26年度)

区分	金額
収入の部	21,958
営業収益	21,478
医業収益	17,826
運営費負担金収益	3,205
資産見返負債戻入	183
その他営業収益	264
営業外収益	480
運営費負担金収益	304
その他営業外収益	176
臨時利益	0
支出の部	21,355
営業費用	20,088
医業費用	19,884
給与費	8,932
材料費	5,021
経費	3,186
減価償却費	2,738
研究研修費	107
一般管理費	104
営業外費用	1,227
臨時損失	40
純利益	603
目的積立金取崩額	0
総利益	603

3 資金計画 (平成26年度)

区分	金額
資金収入	33,624
業務活動による収入	21,809
診療業務による収入	17,851
運営費負担金による収入	3,508
その他の業務活動による収入	450
投資活動による収入	0
運営費負担金による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	758
長期借入金による収入	758
その他の財務活動による収入	0
前事業年度からの繰越金	11,057
資金支出	33,624
業務活動による支出	18,383
給与費支出	9,017
材料費支出	5,384
その他の業務活動による支出	3,982
投資活動による支出	760
固定資産の取得による支出	760
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	2,326
長期借入金の返済による支出	619
移行前地方債償還債務の償還による支出	1,661
その他の財務活動による支出	46
翌事業年度への繰越金	12,155

中期計画・年度計画

平成27年度計画(案)

第2期中期計画

参考(平成26年度計画)

<p>第5 短期借入金金の限度額</p> <p>1 限度額 1,000百万円</p> <p>2 想定される短期借入金の発生理由 運営費負担金の交付時期の遅れ等による一時的な資金不足への対応</p>	<p>第4 短期借入金金の限度額</p> <p>1 限度額 1,000百万円</p> <p>2 想定される短期借入金の発生理由 運営費負担金の交付時期の遅れ等による一時的な資金不足への対応</p>	<p>参考(平成26年度計画)</p> <p>第4 短期借入金金の限度額</p> <p>1 限度額 1,000百万円</p> <p>2 想定される短期借入金の発生理由 運営費負担金の交付時期の遅れ等による一時的な資金不足への対応</p>
<p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p>		
<p>第7 剰余金の使途 決算において剰余金を生じた場合は、将来の病院施設や医療機器の整備費用等に充てる。</p>	<p>第5 剰余金の使途 決算において剰余金を生じた場合は、将来の病院施設や医療機器の整備費用等に充てる。</p>	<p>第5 剰余金の使途 決算において剰余金を生じた場合は、将来の病院施設や医療機器の整備費用等に充てる。</p>
<p>第8 料金に関する事項</p> <p>1 使用料及び手数料 理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。 (1)健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)、及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額 (2)健康保険法第85条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)、及び高齢者の医療の確保の確保に関する法律第74条第2項の規定に基づく基準により算定した額 (3)(1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額</p> <p>2 使用料等の減免 理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。</p>		
<p>第9 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力する。</p> <p>2 法令・社会規範の遵守 県立の病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部規律の策定、倫理委員会の策定、チエック等を通じて、職員の行動規範と倫理を確立する。</p> <p>3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、年度計画の策定時や評価委員会の評価を受けた後などに、ホームページを活用し、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組む。</p> <p>4 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第5条で定める事項 (1)施設及び設備に関する計画 施設及び設備の内容 予定額 財源 病院施設、医療機器等 総額 9,909百万円 国・県補助金、長期借入金等 整備 760百万円</p> <p>(2)人事に関する計画 政策医療の確実な実施や質の高い医療の提供に向け、医療従事者の確保など、適切な人事管理を行う。</p> <p>(3)積立金の処分にに関する計画 前期中期目標期間繰越積立金については、病院施設や医療機器の整備費用等に充てる。</p> <p>(4)その他法人の業務運営に関し必要な事項 なし</p>	<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力する。</p> <p>2 法令・社会規範の遵守 県立の病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部規律の策定、倫理委員会の策定、チエック等を通じて、職員の行動規範と倫理を確立する。</p> <p>3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、年度計画の策定時や評価委員会の評価を受けた後などに、ホームページを活用し、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組む。</p> <p>4 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第5条で定める事項 (1)施設及び設備に関する計画 施設及び設備の内容 予定額 財源 病院施設、医療機器等 総額 3,004百万円 国・県補助金、長期借入金等 整備 760百万円</p> <p>(2)人事に関する計画 政策医療の確実な実施や質の高い医療の提供に向け、医療従事者の確保など、適切な人事管理を行う。</p> <p>(3)積立金の処分にに関する計画 前期中期目標期間繰越積立金については、病院施設や医療機器の整備費用等に充てる。</p>	<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力する。</p> <p>2 法令・社会規範の遵守 県立の病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部規律の策定、倫理委員会の策定、チエック等を通じて、職員の行動規範と倫理を確立する。</p> <p>3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、年度計画の策定時や評価委員会の評価を受けた後などに、ホームページを活用し、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組む。</p> <p>5 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第5条で定める事項 (1)施設及び設備に関する計画 施設及び設備の内容 予定額 財源 病院施設、医療機器等 総額 760百万円 長期借入金等 整備</p> <p>(2)人事に関する計画 政策医療の確実な実施や質の高い医療の提供に向け、医療従事者の確保など、適切な人事管理を行う。</p>